

茅野市不妊及び不育症治療費助成事業

～茅野市では、不妊及び不育症治療に要した治療費の一部を助成しています～

○対象者

①～④のすべてに該当する夫婦（夫婦：事実婚関係にあるものも含む）

- ① 申請した日も含め、その 1 年以上前から、連続して夫婦ともに市内に居住していること（住民票があること）
- ② 市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと
- ③ 医療保険に加入していること
- ④ 治療開始日における妻の年齢が **43 歳未満** であること

○対象となる治療

医師が認める不妊及び不育症治療費

◇一般不妊治療…タイミング法、排卵誘発法、人工授精など

◇生殖補助治療…体外受精・顕微授精（先進医療含む）、男性不妊手術

◇不育症治療

○対象としない治療

◇夫または妻以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹による不妊治療。

◇県の不妊治療（先進医療）費用助成事業や不育症検査費用助成事業、不育症治療支援事業の助成を受けた治療

○助成金額

保険適用にかかわらず、治療期間中の医療費の自己負担額の 1/2 を助成（ただし、高額療養費制度による保険給付や当該医療費による給付・付加給付等の額を除く）

1 回の申請あたり上限 5 万円

○助成回数

同一の夫婦に対して不妊及び不育症治療それぞれ 5 回まで助成

○申請の提出期限

医療機関等が証明した治療終了日（※）の翌日から起算して **6 か月以内**。

（※）治療終了日：医師証明書（様式第 2 号）に記載してある「治療期間」の終了日）



○申請方法

- (1) 申請前に健康管理センターに相談にお越しください。その際必要書類をお渡しします。
- (2) 申請する治療費について、高額療養費や付加給付金の支給があるか保険者（健康保険証発行機関）へご確認ください。
- (3) 治療から申請、交付までの流れ



- ① 限度額適用認定証（生殖補助医療を受ける場合）を医療機関に提示して受診。
- ② 治療終了後、医療機関に「不妊治療等実施医師証明書（様式第2号）」の記入を依頼する。
（※文書料は助成対象外）
- ③ 以下の書類を添えて申請手続きをする。

- ☐ 助成金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 不妊治療等実施医師証明書（様式第2号）
- ☐ 不妊治療に要した費用に係る領収書及び明細書
- ☐ 茅野市不妊及び不育症治療費助成事業交付申請に係る同意書
- ☐ 納税証明書 夫婦二人分
- 【該当者のみ】
- ☐ 保険給付・任意給付等の額が分かる書類の写し（決定通知書、通帳等）
- ☐ 事実婚関係に関する申立書（様式第4号）（事実婚のご夫婦）
- ☐ 精巣内精子採取術実施証明書（様式第3号）
（不妊治療の一環で精巣内精子採取術を行った場合）

※医療費の窓口負担を抑えるため限度額適用認定証の交付申請をお勧めしています。マイナンバーカードを保険証として使用する場合交付は不要です。

- ④ 審査後、助成の交付が決定すると市から交付決定通知書が届く。同封されている請求書に振込先等を記入し、健康管理センター窓口または郵送で提出。
- ⑤ 請求書提出後、助成金が指定口座に入金される。

* 不妊治療等実施医師証明書（様式第2号）は、窓口にてお渡しします。

* 申請書・同意書・事実婚関係に関する申立書は市のホームページ（下記アドレス）からダウンロードも可能です。

<https://www.city.chino.lg.jp>



ご不明な点はお気軽にご相談ください

担 当	茅野市健康づくり推進課健康総務係
	（茅野市健康管理センター内）
	〒391-0002 茅野市塚原2-5-45
	電話 0266-82-0105 FAX 0266-82-0106